平成２０年（フ）第２７４号
福島県いわき市平字五色町27番地
破産者　荒川　光伯
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２０年（フ）第６３２号
埼玉県草加市谷塚上町703番地３　アーバンハイム201号
破産者　高橋　和美
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１６９号
埼玉県所沢市林３丁目568番地の３　第３佐々木コーポ201、開始決定時の住所埼玉県八潮市大字伊勢野199番地３
破産者　柳沼　　靖
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２７５号
川崎市川崎区浅田２丁目１番８―405号　ダイアパレス浅田
破産者　菅原　有美（旧姓高橋）
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３３０号
神奈川県相模原市御園１丁目18番11号　グリーンプラザ御園４―108、開始決定時の住所川崎市多摩区三田１丁目13番地１　ソフトタウン生田307
破産者　森　　哲晃
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２０９号
神奈川県相模原市中央６丁目１番16号　コーポＹＭＴ―201号
破産者　中野　陽一
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２６０号
新潟市西区青山４丁目１番16号
破産者　森末　直晴
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第６２号
東京都葛飾区西新小岩２丁目１番１―1011号、開始決定時の住所富山県高岡市野村1035番地３
破産者　米原　昌義
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２０年（フ）第３０３号
富山県高岡市大坪町３丁目10番10号
破産者　田中　英子
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２８３号
大津市堅田１丁目２番73号
破産者　幡鉾　　勲
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１１７９号
京都市西京区牛ケ瀬奥ノ防町29番地　シベール桂泉101、住民票上の住所京都市右京区京北上黒田町上農60番地
破産者　段本こと　**段**本　平夫
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５９６号
京都市下京区醒ヶ井通高辻下る住吉町493番地１　インベスト京都堀川607号
破産者　安雲　詳子
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３７号
長崎県長崎市新戸町２丁目２番25―103号
破産者　多良尾秀義
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２１０号
沖縄県豊見城市字与根550番地の17、破産開始時の住所長崎県長崎市鶴の尾町７番18号
破産者　永井　一就
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１７号
長崎県長崎市東町2440番地
破産者　中村　和央
1　決定年月日　平成21年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９７号
宮城県大崎市鳴子温泉字玉ノ木15番地１　鳴子玉ノ木住宅８号
破産者　石山れい子
1　決定年月日　平成21年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１０２号
宮城県大崎市田尻沼部字寺川戸23番地
破産者　岩渕　優佳
1　決定年月日　平成21年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１２４号
山形市大字柏倉22番地
破産者　彩酒家やまいちこと　安達市右ェ門
1　決定年月日　平成21年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第４８号
群馬県沼田市下久屋町899番地１
破産者　澤田　勝幸
1　決定年月日　平成21年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係